



《会計・税務の知識》 いつやるの？いまでしょ！中退共！

はじめに

「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」の4つ経営資源のうち、中小企業にとって「ヒト」の確保は重要な課題です。従業員が安心して長期的に勤務できる環境を作るには、退職金制度の整備が効果的ですが、中小企業がイチから自前で退職金制度を整備することは簡単ではありません。そこで、今回は中小企業でも比較的簡単に導入できる退職金制度、「中小企業退職金共済」（以下、中退共）についてご紹介します。

1. 中小企業退職金共済とは

これは、事業主が中退共と退職金共済契約を結び毎月の掛金を納付、従業員の退職時に中退共から退職金が直接支払われるという制度です。毎月の掛金は従業員一人ごとに5,000円～30,000円の範囲の16段階で任意に選択できます。

中小企業の相互援助と国の援助により中小企業の退職制度を確立することで中小企業の振興に寄与することを目的として昭和34年に設けられました。平成27年7月末時点で加入企業は362,374所、加入従業員数3,330,901人、運用資産額は約4.6兆円となっています。

2. 特色

中退共には以下のような特色があります。

・国からの助成

一定の要件を満たした場合、新規加入事業主に掛金月額2分の1（従業員ごと上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、国から助成されます。

・税法上のメリット

毎月の掛金は全額損金算入が可能です。
（一括納付の場合12か月分が限度となります。）

・管理が簡単

毎月の掛金支払は口座振替で納付可能、加入後の従業員ごとの納付状況、退職金額も中退共で管理してもらえます。

・退職金の受取方法が選択できる。

退職者本人が退職時に60歳以上であれば、一時払いの他、全部または一部を分割して受取ることができます。

3. 加入条件

中退共に加入できるのは、基本的に以下の条件を満たした企業になります。

業種	常用従業員数		資本金 出資金
一般業種	300人以下	または	3億円以下
卸売業	100人以下	または	1億円以下
サービス業	100人以下	または	5千万円以下
小売業	50人以下	または	5千万円以下

従業員は全員加入が原則ですが、期間を定めて雇用される従業員や短時間労働者など一定の要件に該当する者は加入しなくても良いことになっています。

4. 退職金の額

受取る退職金額は以下の合計になります。

退職金 = 基本退職金（※1） + 付加退職金（※2）

※1 掛金月額と納付月数に応じて固定的に定められている金額。

※2 基本退職金に上積みするもので運用収入の状況等に応じて定められる金額。納付月数43ヶ月目以降に加算。

ただし、長期加入者を優遇するため加入月数に応じて以下の様に取り扱いが異なります。

加入月数	退職金額
11月以下	支給なし
12月～23月	掛金総額を下回る額
24月～42月	掛金相当額
43月～	掛金総額 + 運用利息 + 付加退職金

5. 加入手続き

加入手続きは極めて簡単です。加入する従業員の同意をもらい、掛金など所定の事項を決定した後、申込書を金融機関に提出するのみとなります。

6. 終わりに

退職金の支給は一時の資金負担が大きいため前々から準備する必要がありますが、中退共は積立額を損金計上できるお得な制度です。これを期には是非導入を検討されてはいかがでしょうか。

（出典：中小企業退職金共済事業本部HP）

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

（担当：末廣）